

2018年5月
死因究明・個人識別システム研究会
会長 石原 憲治

自由民主党死因究明 PT

死因究明等に係る法整備及び施策遂行への提言

貴職に置かれましては、真摯に国政に取り組まれてのことに対し、衷心より敬意を表します。

さて、死因究明等推進法が失効して3年半が経過しましたが、いまだに理念法を欠いた状態が続いています。推進法が時限立法になったのは、基本法などの一歩進んだ後継法の策定が前提であり、法の空白は施策遂行の障害になっています。また、2012年に成立したもう一方の法律である死因・身元調査法は施行後5年が経ち、新しい解剖制度が定着しつつあるものの、地域的偏在は加速する傾向すらあり、ここでも包括的な政策判断の必要性が指摘されています。

そこで、私たち「死因究明・個人識別システム研究会」は以下のとおり提言いたします。

記

1. 国会において死因究明等推進法の後継法である死因究明等推進基本法案を早急に提案し成立させること。
2. そのうえで、政府は死因究明等推進計画に掲げられたとおり関係施策の総合的かつ計画的な推進を加速すること。
3. 基本法の事務を所掌する厚生労働省は、予算の確保を含め死因究明等に係る施策の更なる充実に向け、体制を強化すること。
4. 政府は各都道府県に置かれた死因究明等推進協議会の活性化と地方団体における個別施策の推進を支援すること。
5. 政府は死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるための施策を講じること。

以上